

甲州市農業委員会日程

会期	平成30年3月26日(月)			自	午後1時30分	至	午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室						
日 程							
1	会議録署名委員の指名						
2	会長報告						
3	議 案						
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について					(9件)
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について					(2件)
	第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)					(7件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)					(13件)
	第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について					(13件)
4	報告						
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について					(6件)
5	その他						

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年3月26日(月) 午後1時30分から午後3時00分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米次郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	18 有賀 利隆
19 大島 節子	20 根津 信彦	21 長田 元紀
22 内田 貴美雄	23 若月 榮	24 町田 栄治
25 竹井 正人	26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋
28 山本 兼吾	29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄
31 高野 耕一	32 秋山 美峰	33 前田 貞治
34 辻 高行	35 雨宮 忠仁	36 三森 清
37 佐藤 和彦	38 手塚 純一	

1. 欠席した委員

20 根津 信彦 36 三森 清

1. 本会議の会議録署名委員

5 武井 秀樹 6 小林 正元

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。</p> <p>(相互に挨拶)</p> <p>着席してください。それでは定刻となりましたので、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員3月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員17名で定足数に達しております。</p> <p>本日、20番 根津信彦推進委員、36番 三森清推進委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。また、16番 關野利彦委員につきましては、多少遅刻をして出席されるという報告をいただいております。</p> <p>以上報告といたします。</p>
議 長	<p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番 武井秀樹委員、6番 小林正元委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程2、会長報告</p> <p>2月27日、甲州市国民健康保険運営協議会が甲州市役所で行われ、出席しております。3月22日、市町村農業委員会会長会議が山梨県農業共済会館で行われております。只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、9件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3 番	(議案第1号1番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p>
議 長	次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を

	求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
22番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。
議長	続いて議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番	(議案第1号3番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。
議長	次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

8 番	(議案第 1 号第 4 番の調査報告をする)
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 4 番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第 1 号 4 番については許可することに決しました。</p>
議 長	次に議案第 1 号 5 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 5 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 7 番	(議案第 1 号 5 番の調査報告をする)
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 5 番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第 1 号 5 番については許可することに決しました。</p>
議 長	次に議案第 1 号 6 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号農地法第 3 条第 6 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 8 番	(議案第 1 号 6 番の調査報告をする)
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 6 番については許可するこ</p>

	<p>とにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。次に議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>（議案第1号7番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>（議案第1号8番の申請について調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。次に議案第1号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>

議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
1 6 番	(議案第 1 号第 9 番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 9 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 9 番については許可することに決しました。
議 長	次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 件を上程し、意見を求めます。議案第 2 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 2 号農地法第 5 条第 1 番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 3 番	(議案第 2 号 1 番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 2 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 2 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 2 号農地法第 5 条第 2 番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2 3 番	(議案第 2 号 2 番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質

	<p>疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について7件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定7件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について13件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定13件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について13件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案13件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり）</p>

	<p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第5号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p>
議 長	次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について6件を報告願います。
事務局	（合意解約の届出6件について説明する）
議 長	只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。
議 長	日程5その他に入ります。まずその他1として、甲州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について事務局より説明があります。
事務局	（甲州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について説明する）
議 長	ただ今事務局より甲州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について説明がありました。これについて質疑等はございますか。
13番	議席番号13番の小林です。今、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の案についてお話を伺ったわけですが、私はこの席でお話すべき問題かどうか少し迷っているのですが、私の昔からの持論としてお話をさせていただければ有難いと思っております。先程から指針の案ということで、ザラザラと説明していただきましたが、この中で一番危惧することは、特に峡東地域、山梨県においては施設栽培というところで、当然立木とか野菜等もある訳ですが、特に施設園芸に限定して話をすれば、生産者の高齢化、または担い手不足等、その原因がどこにあるかということを考えますと、最終的には経済的な部分が多分関わっているのです。これを見ますとそこの経済的な、いわゆるお金が掛かるという部分については一文も入っていないのです。この農業委員会の中でそれが出来るとか出来ないではなくて、そういう話をどこの部署にお話をすればいいのか分かりませんが、そういった根本的な部分までも指針の中に入れていただければ新規の参入者、また農地の拡大、賃借等の問題ももう少しスムーズに行くのかなという気持ちや思いがいつもありました。少し取り留めもない話でご理解していただくには、少しアレかなと思うのですが、ご意見として聞いていただきたいと思います。
事務局長	小林委員のご質問にお答えさせていただきます。今、経済的な側面というお話がございまして、まったくそのとおりだと思っております。例えば跡取りと言われる担い手さんが入る農家は、経営という面でいきますと非常にしっかりとしている。どちらかというところ小さい経営をしているところは、中々担い手さんに従事していただくことが難しいということがござい

	<p>ます。今回の指針につきましては、どちらかと言うと経済的側面というよりも、いかに農地を集約していくのかというところにポイントはあると思っております。ただこの中でも新規参入を促進していくということで、様々な定着支援制度ですとか、市の制度ですとか、国の制度ですとかを活用しながら行っていくというようなものにしております。今、具体的にお尋ねの経済的側面ということになりますが、この席は農業委員会という席になりますが、それと併せてですね、私共の産業振興課が来年度は農林振興課という名前に代わって、より農業に特化していくこととなります。そちらの市の施策の中で、そうした経済的部分はいろいろな施策の中で進めさせていただきまして、そうしますと6次産業化の考え方というものもありましようし、観光農業というものも出てくると思います。市の施策に対してそうしたご意見というものを、今度農業委員会からも出していただく、私は両方が重なってしまして、農業委員会の事務局長でありながら市の農業振興の課長というところもございまして、そちらの方へ形式的に言う意見をお願いしたり、こういうふうにしていくべきではないとか、私共は併せてそういう施策を作らせていただいて、今言うところの儲かる農業というのですか、この儲かる農業をどうしていくかということは、またこの指針とは別にですね、考えていければと思っております。農業振興策と併せて、私共の課で進めていきますので、その中でご意見等をお願いしながら進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に質疑等はございますか。 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。両委員の皆さんにお諮りします。甲州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、原案のとおり策定することにご異議ございませんか。 （「なし」との声あり） 異議なしとのことですので、甲州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては原案どおり策定することに決しました。</p>
議 長	<p>続いて事務局より報告及び事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県普及センターだよりの配布について報告する。 ・農業委員会だよりの配布について報告する。 ・人事異動の報告をする。異動職員があいさつを行う。
議 長	<p>以上ですが、委員の皆様からご質問等がございますか。</p>
3 番	<p>議席番号3番の雨宮です。私たちの地域は山沿いの地域にありまして、山の麓の地域は農業振興地域ではないのですが、そういう地域をJAの改植事業で改植する場合に、農業振興地域ではないため改植事業が利用できないことが多くあります。資金を利用して改植するという事業ですが、農業振興地でない農地を農振振興地にすることは簡単にできるのか伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>雨宮委員さんのご質問にお答えします。場所はどこになりますか。</p>
3 番	<p>塩山教習所の東側の山の地域にあります。ここから見ると東側で、山の麓に寺院が見えますが、その左側の地域はかなり山沿いで荒地になっている</p>

	<p>畑も多いのですが、例えば誰かが借りて改植をしたい場合があります。私もそれをやりたいと考えているのですが、それ以外でJAの改植事業で補助されるのですが、それらを利用して改植する。これから増えてくると思いますが、その場合に農業振興地にするのはどうすればよいのか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業振興地域のお話から入ります。原則、甲州市に存在する農地は、農業振興地域内の農用地区域で、通常は青地と皆さんは言っていますが、青地になっています。一之瀬高橋と用途区域になっている上於曾周辺の地域については、積極的に住宅ですとか暮らしを優先しているので農振からは外れています。今言われた文殊院の周辺ですが、恐らく地籍調査が今年度に終了したぐらいの地域になるのではなかとと思います。ですからハッキリ把握が出来ていない部分があって、農振に入っていない場所が存在するのではないかと思います。農振に入れることについては、申出書がありますので、それに書いていただいて申し出をいただければ、簡単ではありませんが、毎年農振除外ということで、逆に農振を外す受付を年に1回行っていますが、大体5月に受け付けていますが、今年は少し遅れていまして6月中下旬に受け付ける予定でいますが、その際に合わせて「農振に入りたいです」という申出書を出していただければ、概ね半年くらい掛かりますが、それで農業振興区域の農用地区域になり、白地から青地という形になります。そういう手続きを踏めるようになります。昨年も一昨年も農協さんの改植事業の関係で、そういった申請がありまして、最悪でも申し出さえされていれば、農協さんでやっていただいた案件が実際にあります。うちの方で申出書を受け付けて、市の受付印を押して、そのコピーを農協に提出すれば、農振に入っているという扱いにして改植をおこなったという事例もあるようなので、その辺はよく農協さんに確認をしていただいて、少し手続きに時間が掛かりますので、確認をしていただきたいと思えます。いずれ農振に入れることについては、申し出をいただいて約半年くらいで農振に入るといいう形になります。よろしくお願いたします。</p>
<p>3番</p>	<p>先日、農協から「ダメです」と言われました。ですから今季は見送りとなりましたが・・・。</p>
<p>事務局</p>	<p>その辺は年度のタイミングだと思います。JAさんも年度切りで行っている事業だと思いますので、今回に関してはダメというお話で、来年度はあるかどうか分からないという話だったので、新年度になってから確認していただければと思いますが、タイミングの問題で今回はダメということだと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問等はございますか。 (質問等なし) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただき御礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。 (閉会の挨拶する) (閉会15時00分)</p>